

- 1 会 議 名 議会基本条例推進協議会
- 2 日 時 令和 8 年 5 月 20 日（水）
午後 1 時 27 分から午後 3 時 6 分まで
- 3 場 所 第 2 ・ 第 3 委員会室
- 4 出席議員 議員 15 名
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己
- 7 会長あいさつ
- 8 報告事項

（1）チーム会議開催報告について（基本条例・I C T・市民参加）

片岡会長：4 月までの各チームの報告をお願いしたい。

（基本条例）

梅村議員：特になし

（I C T）

関戸副会長：5 月 8 日に会議を開催した。タブレット端末の周辺機器について、政務活動費で購入できるものの項目を議論した。もう少し時間をいただき、他市町を調査して提案させていただく。

（市民参加）

須藤議長：特になし

（2）その他

なし

9 協議事項

（1）チームの構成について

片岡会長：協議事項の（1）から（4）まで一括して協議したい。（2）から（4）までは、正・副会長と議長も含めて議会基本条例検証特別委員会が出された課題について、特に 1 年間取り組んでいきたい課題を挙げた。これらを解決するためにチーム構成を考えたい。会長からの提案であるが、チームは 3 チームとしたい。（2）から（4）までをどのチームで行うかチーム構成も含めて考えたいと思う。現在のチームのメンバー構成で行いたい、発言はあるか。

梅村議員：取り組む内容によってチームを決めたほうがよい。

片岡会長：取り組む内容について、（2）から（4）までの 6 項目は重点的に取り組みたい課題である。議会基本条例検証特別委員会のシートから抽出したものである。

（2）本会議の字幕モニター設置、常任委員会のライブ配信、議会サポーターの声に対する回答期限のルール化、常任委員会の複数年任期、（3）

議会サポーターの謝礼について（４）議会運営委員会の構成についてである。この６つの課題をチームに割り振って検討していきたいと考えている。

案として、本会議の字幕モニター設置、常任委員会のライブ配信はＩＣＴチーム、議会サポーターの声に対する回答期限のルール化、議会サポーターの謝礼については市民参加チーム、常任委員会の複数年任期、議会運営委員会の構成は基本条例チームで行い、６つの課題を２つずつ分けて各チームの課題として、今月以降チーム会議を開いて取り組んでいただきたい。

正副会長の案であるので、意見をいただきたい。

梅村議員：字幕表示モニターの設置は、経費を要するのか。

片岡会長：経費を要する。

梅村議員：どのくらいで導入できるのか、経費を要するものは何年も先になると思うがどうか。

片岡会長：大きなモニターを設置して表示するとコストがかかる。タブレットを議会に譲渡いただける話もあり、タブレットに文字起こしアプリを入れる方法で、コストや導入時間がかからないと思う。挙げた課題が解決したら、次の課題をチームから提案していただいてもよいし、会長副会長からチームに対し課題をお願いすることも考えている。まずは２つに絞って各チームに課題をお願いしたい。ほかに課題があれば発言をしてほしい。

木村議員：サポーターについて２件の課題があるが、タブレット貸与、サポーター選出に関しては公募についての課題がある。２つの課題を優先して、時間に余裕があれば対応するという流動性があればと思う。

片岡会長：チーム内で議論があれば、課題として協議していただきこの場で問題提起していただいたので、まずは課題を挙げさせていただいたので、とどめてほしい。

須藤議長：課題の期限はどのようか。

片岡会長：毎月の進捗状況をこの場で報告してほしい。目途として３か月以内には全員で協議ができるようにしてほしい。１年間行うので２つの課題を取り組んだから終わりでない。こちらから提案や、チーム長からの提案でもよい。

梅村議員：ＩＣＴは引き続きの課題があるが、タブレットについては導入して１年近く経つので、運用課題の整理を最優先して検討してほしい。

関戸副会長：検討していく。

片岡会長：フォルダーの作り方、ファイル名のつけ方見やすさを含め、タブレット使用に関して意見を寄せてほしい。意見を随時受け付けるので、運

用上の意見があれば、チーム長まで申し出ていただければ最優先にチーム内で協議する。

木村議員：字幕モニターの予算について、情報があれば議会に寄せてほしい。

チーム対応なら執行機関と話し合いや経過を報告願いたい。

片岡会長：こちらからも情報を聞いて逐次皆さんに報告したい。

大野議員：常任委員会の複数年任期には条例改正が必要になるので時間がかかる。

片岡会長：課題と割り振りが決まったがメンバー構成についてはどうか。

(異議なし)

片岡会長：チーム名称、構成は今までどおり、課題は各チーム2つとし、3か月後を目途に方向性が出せるようチーム会議の開催をお願いしたい。

梅村議員：チーム構成はよいがチーム長の継続は遠慮させていただきたい。

片岡会長：チーム長はチーム内で相談のうえ、決めてほしい。

(5) 議会サポーターとの意見交換会について

片岡会長：意見交換会は正・副議長出席とし、それぞれの開催日の役割分担を確認した。いずれも対面とし、意見交換会の内容は会議次第の記載のとおりとする。

(1回目) 令和8年7月2日(木) 午後7時

出席議員：梅村、鬼頭、谷平、大野、堀江、井上、関戸

司会：井上 記録：梅村 エレベーター案内：関戸

(2回目) 令和8年7月4日(土) 午前10時

出席議員：水野、日比野、伊藤、塚崎、木村、榎谷

司会：日比野 記録：榎谷 駐車場・エレベーター案内：伊藤、塚崎

【質疑】

なし

(6) 令和8年度第9期議会サポーター説明会について

片岡会長：説明会は正・副議長出席とし、それぞれの開催日の役割分担を確認した。

(1回目) 令和8年7月8日(水) 午後7時

出席議員：梅村、谷平、大野、井上、関戸、塚崎、木村、榎谷

司会・説明：片岡 駐車場・エレベーター案内：梅村、大野、塚崎

(2回目) 令和8年7月11日(土) 午前10時

出席議員：鬼頭、水野、堀江、日比野、伊藤

司会・説明：片岡 駐車場・エレベーター案内：堀江、伊藤

【質疑】

塚崎議員：集合時間はどのようなか。

片岡会長：各回ともに開始 30 分前に集合してもらおう。

（７）議会報告会の記録について

片岡会長：４月 18 日開催の議会報告会の記録を作成していただいた。内容の確認をお願いしたい。

木村議員：色々やり取りがあったが、回答で誤りとなった部分は削除した。

片岡会長：記録者に木村議員を記載する。他に意見があれば事務局までお願いしたい。また、この日に開催した議会報告会のアンケートの集計をしたので、ご覧いただき、今後の参考として共有する。

（８）今後の日程の確認について

片岡会長：今後の視察は受入予定のとおりである。今後の予定にサポーターの意見交換会と説明会を加えていく。視察対応のメンバーは、A チームであった私と谷平議員の入れ替えを行う。

【質疑】

塚崎議員：視察対応でサポーターに参加いただくが、自分のチームでは参加の例はないが、他のチームではあるのか。サポーターへすぐに日程をお知らせできるのか。

議会事務局長：先に開催した意見交換会で要望があり、４月 21 日の京都府亀岡市議会の視察の際にサポーターに出席いただいた。

関戸副会長：そのときは、２名サポーターに参加いただき、積極的に発言いただいた。

須藤議長：サポーター制度の視察なのでサポーターに来ていただいた。項目ごとで変わるのでないか。

片岡会長：７月 1 日以降については、定例会後の意見交換会後で伝えてはどうか。調査項目がサポーターについてなら来ていただいてもよいと思う。サポーターの生の声は良いのではないか。

谷平議員：サポーターとの意見交換会で市議会の予定を報告した際に、時間があれば参加したい申出があった。サポーターに関する内容なので、２名のサポーターに来ていただいた。亀岡市ではモニター制度があるが、サポーター制度がない。サポーターから話を聞くことができよかったようだ。

関戸副会長：亀岡市のモニター制度はやるべきことが決まっていて人が集まらない課題があり、頼み込んでいる実態があるようである。

片岡会長：サポーターの視察参加について、定例会後の意見交換会で予定を示しているので、サポーターへの案内をお願いしたらどうか。

木村議員：要綱にサポーターの役割がある。視察対応について入っていない。よかったら見て下さいくらいの感じで出席していただいてはどうか。

片岡会長：興味があったらといった軽い感じでサポーターに視察への出席案内をする。

水野議員：視察対応について、チームズの中にある視察資料について、令和８年度に更新をしてほしい。相手方の調査項目についてチームズで見たい。他のチーム対応も見たい。

片岡会長：令和８年度版は、今回には間に合わないが７月の視察に間に合うようにする。提案いただいたように調査項目を全員が見ることができるようにする。

塚崎議員：事前の調査項目のみを知りたいのか。対応項目も知りたいのか。

水野議員：記録を作成していないので、大変ではないのか。

片岡会長：記録していないので、調査項目のみである。

塚崎議員：質問項目をメモ程度の記録で、共有しても良いと思う。

片岡会長：視察対応に当たり、対応議員のお茶は用意しないことになった。各自、さくらマイボトル等を用意して水分補給してほしい。１階の情報観光ステーションで販売しているヨーヨーなどを借りて、視察時にＰＲしようと思う。承知してほしい。

議会事務局長：確認だが、チームズの行政視察のフォルダーに年度を分けて日付フォルダーを作成し質問項目、相手方の名簿を入力する。チームの皆さんへの個別メールの送信はなしとすることでよいか。

片岡会長：日付のほかに相手方の議会名を入れていただきたい。メール送信は不要とする。

（９）その他

・政務活動費の取扱いについて

事務局：全議員に配付した資料を基に説明

片岡会長：説明によると宿泊の場合、基準となる金額を上回る場合、私費となる。

【質疑】

梅村議員：資料にある私用車の取扱いについて登録はどのようなか。

事務局：職員が私用車で出張した場合の取扱いである。

片岡会長：例えば滋賀県のＪＩＡＭへ自家用車で行ったときは、登録しなくてよいのか。

事務局：登録制ではない。

梅村議員：高速道路使用、ガソリン代は実費の精算なのか。職員と異なることでよいか。

事務局：そのとおりである。

片岡会長：何かあれば事務局に問合せをお願いしたい。

・会派室の使用及び会議の時間について

片岡会長：6月から市役所の開庁時間が午後4時までとなる。議会内で検討したいことがある。会派室の使用の申合せ事項、会議規則では第8条にあるが午後5時までと明記されている。この点について意見をお聞きしたい。午後4時になるとシャッターが下りることになり、カード持参が必要になる。また、午後4時以降の議会傍聴は、行政課が対応していただけると聞いている。申合せ事項、会議規則についてご意見を聞きたい。

大野議員：一般質問が5人となる場合、最長で午後4時を経過する。一般質問のことを考えると会議規則を改正しなくてもよいと思う。

片岡会長：会議規則第8条に明記されているが、会議時間を午後4時までにすると、一般質問が1日に5人の場合午後4時を超える場合があり、一般質問の日を増やすことになる。会議の時間を午後5時までとし傍聴者への対応は行政課の対応になるので影響がなく会議規則を改正する必要はない意見である。会議規則について考えたい。

梅村議員：いきさつを知りたいが、昨年12月の議会運営委員会で協議をしている。他市町の議会の状況を見ながら、変更せず午後5時まで行うことにした。行政課職員が午後4時以降対応していただくことも聞いているが、改めて会議規則を午後4時までとする改正の話が出されたが、当局の動きがあったのか。

片岡会長：来月から開庁時間の短縮が実施されるので、改めて皆さんの意見を聞いてみようということである。

関戸副会長：議会内の話ならばよいが、請願の受付が午後5時になっている。実際に午後5時に来たら提出できない状態になるなど細かい話が起きている。請願は午後4時にしてはどうかという話もあり色々調べた経緯がある。例えば本会議は午後5時までの意見もあるが、会派室の使用について、午後5時まで使用し、午後4時から市民は窓口に来ることができない状態になる。午後4時以降、議員が窓口に行って話をしたら市民目線としてどうなのかという話があり、この会議に挙げた経緯がある。

議会事務局長：6月に入って改めて議会側から開庁時間変更に伴い、見直しの必要性を考えていたところ、会議規則の午後5時までの件は議会運営委員会で話をさせていただいて様子見としている。調べていく中で会派室の利用については、市役所の開庁時間に合わせて午前8時30分から午後5時までの利用の申し合わせとなっている。開庁時間が午後4時までとなる中で今までどおりでよいのかと、シャッターが閉まっている中で議員がICカードを用いて庁内に入ったのを見た市民がどう思うのかと、また、午後4時以降会派室の使用に対して、議会前に勉強したい場合もあ

と思うが、午後４時から５時までの間に一般質問に関することや地元からの声を伝えに所管課に出向くことが、今までは問題でなかったが、午後４時から午後５時までの間をどうするのかと。職員は働き方改革で空いた時間を他のことに活用できるが、議員が聞きに行くことが良いのか悪いのか、午後５時まで会派室を使用する場合は控えるのかということと、請願の場合は窓口で午後５時まで受け付けをしていたが、開庁時間が午後４時になった場合は午後４時に変更なのかと思っているので、ご意見をお願いしたところである。

片岡会長：午後４時以降の対応についてはどうか。

水野議員：本会議が午後４時を経過することもあるので、会派室の使用は午後５時まででないか。

梶谷議員：庁舎１階のオープンスペースは午後７時まで入ることができるが、請願者が来庁したときに、部屋を借りてやり取りを行うから、午後４時までの受付として、午後４時以降は１階のオープンスペースの利用を考えていた。

片岡会長：請願の受付は午後４時までのご意見が出された。会派室と会議は午後５時までということである。請願は午後４時まででよいのでないのかと。

塚崎議員：請願はペーパーレス化という発想はなくメールでの受付をできないのか。会派室の使用の申し合わせでは、午後５時までとなっているが、事務局に申し出れば午後５時以降も使用できる認識か。

片岡会長：そのとおりである。

大野議員：今まで議会基本条例推進協議会が午後３時３０分以降に終了したケースがある。その後議員の打ち合わせもあるので、会派室の使用については午後４時までではきついので午後５時までがいいのでは。

片岡会長：意見をまとめると、会派室は午後５時、請願提出は午後４時、会議規則は午後５時でとりあえず実施していくことでどうか。請願の午後５時までではどこかに明記されているのか。

議会事務局長：ホームページの請願のＱ＆Ａに掲載されている。また、慣例実例集にも定例会初日の午後５時までとしている。

片岡会長：請願提出期限について、午後４時までにする場合、異論がなければ議会運営委員会で取り扱うことでよいか。

議会事務局長：６月からの場合は、厳しいと思う。一定の周知期間が必要である。

片岡会長：請願の時間変更については、議会運営委員会で諮っていただく。会議規則と会派室の使用は、一旦、午後５時までとするが、会派室の使用

は午後 4 時までにするかどうか、もう一度次回の会議での協議事項とする。

水野議員：確認であるが、午後 4 時以降の職員への働きかけ、問い合わせについてはどうか。

片岡会長：会派室の使用が午後 5 時までの場合でも、午後 4 時以降の問い合わせをどうするかなど、次回の会議でお聞きする。

水野議員：紙ベースの慣例実例集について、チームズにデータファイルで格納できるのか。

事務局：慣例集が P D F で完成しているのでチームズへの格納は可能である。

片岡会長：慣例集はチームズに格納する。例規類集のチームズへの格納については I C T チームで検討したい。

10 その他

- ・富山県高岡市議会の行政視察に関する資料について

事務局：資料をチームズに格納したので、視察対応時にはタブレットの持参をお願いします。

- ・タブレット端末のウィルスバスターの更新について

事務局：5 月 22 日（金）及び 25 日（月）に事務局で切り替えを行うので、個人で保管している方は、事務局へ持参をお願いします。週末に使用する場合、切り替え日に都合が悪い場合は、事務局へ申出をお願いします。

- ・愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の立候補届出について

事務局：5 月臨時会で愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の候補者として片岡議員を決定したが、広域連合議会議員の立候補届出に当たり、岩倉市議会の議員定数の 3 分の 1 以上の推薦が必要になる。会議終了後、推薦書を配付するので、5 月 26 日までに事務局まで書類の提出をお願いします。

- ・早稲田大学デモクラシー創造研究所の調査結果について

事務局：岩倉市議会は、総合で 123 位であったことを情報提供する。

【質疑】

なし

片岡会長：次回開催日は、5 月 26 日の議会運営委員会で 6 月の全員協議会の開催日が決定するので、その日の午後 1 時 30 分からの開催となる。